

# 住宅貸付・災害住宅貸付・災害再貸付申込計画書

貸付番号 *記入不要		所属所名				組合員証			
						記号	番号		
組合員氏名		生年月日	年齢	組合員資格取得年月日	組合員期間				
ふりがな		昭和 平成	年 月 日	歳	昭和 平成 令和	年 月 日	年 月		
借入希望年月		郵便番号		住 所					
年 月		-							
1 給料関連申告事項 (短時間勤務職員は「給料」を「報酬」と読み替えてください。)									
(1) 給料減額状況 *次のどちらかの□に✓を付け、給料が減額されている場合は該当する項目に○印を付ける。									
<input type="checkbox"/> 給料減額あり <input type="checkbox"/> 給料減額なし <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養休暇</li> <li>・介護休暇</li> <li>・育児部分休業</li> <li>・育児短時間勤務</li> <li>・休職</li> <li>・条例の規定による減額</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>									
(2) 給料月額(円) …A		*「(3)減額後給料月額(円)…B」は、上記「給料減額状況」において給料が減額されている場合に、貸付申込み月の減額後の給料月額を記入。 *部分休業者については、「部分休業者の減額後給料月額確認書」を添付。							
(3) 減額後給料月額(円)…B		*「(4)みなし年収額(円)…C」は、							
(4) みなし年収額(円) …C		①給料減額に不該当：「(2)給料月額(円)…A」×16を記入。 ②給料減額に該当：「(3)減額後月額(円)…B」×16を記入。							
2 貸付関連申告事項									
(1) 貸付限度額 (裏面別表により記入。)									
給料月額(円)		月数(裏面別表1)		退職手当見込額(円)		組合員期間に応じた最低保障額(裏面別表2)			
×		=		円		円			
*退職手当見込額、最低保障額のうち、高い方が最高限度額。									
(2) 貸付事由 (該当事由の番号に○印を付ける。)									
住宅貸付	211:新築全改	212:増改築	213:増築のみ	214:住数購入	215:住宅のみ	216:敷地のみ	217:敷地新築	218:修 理	219:その他 ( )
災害住宅貸付	311:新築全改	312:増改築	313:増築のみ	314:住数購入	315:住宅のみ	316:敷地のみ	317:敷地新築	318:修 理	
災害再貸付	321:新築全改	322:増改築	323:増築のみ	324:住数購入	325:住宅のみ	326:敷地のみ	327:敷地新築	328:修 理	329:その他 ( )
在宅介護対応	511:新築全改	512:増改築	513:増築のみ	514:住数購入	515:住宅のみ	516:敷地のみ	517:敷地新築	518:修 理	519:その他 ( )
(3) 資金計画 *住宅貸付(災害貸付は除く。)の借入金額が510万円以上(10万円単位)、賞与償還分200万円以上(50万円単位)での組合せでの償還が可能。									
① 今回借入額	毎月償還額			円	④ 借入金			円	
	期末手当等償還分			円	⑤ その他			円	
	計			円	⑥ その他			円	
② 自己資金				円	⑦ その他			円	
③ 借入金				円	合計(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)			円	
(4) 団体信用生命保険加入		加入する・加入しない		(5) 債務返済支援保険加入		加入する・加入しない			
(6) 当共済組合等からの借入状況									
①他の市町村職員共済組合または都市職員共済組合からの借入れについて									
これまで他の市町村職員共済組合または都市職員共済組合で貸付けを受けたことがあるか。 ※貸付けを受けたことがある場合は、「貸付事故の有無に係る申告書」を添付。						ある ・ ない			
②新潟県市町村職員共済組合からの借入状況									
既借入分	貸付種類	貸付事由	貸付番号	借入年月日	借入額(万円)	借入希望月の月末残高(円)	毎月償還額(円)	期末手当等償還額(円)	
	計							D	H
新規借入分									
	計							E	I

(7) 他の金融機関等からの借入状況 (すべての項目について、必ず「有(新規借入を含む。)・無」のどちらかに○印を付ける。)					
金融機関等	借入状況	金融機関等	借入状況	金融機関等	借入状況
① 住宅金融支援機構	有・無	② 銀行	有・無	③ 労働金庫	有・無
④ 農業協同組合	有・無	⑤ 信用金庫	有・無	⑥ 信用組合	有・無
⑦ その他の公庫	有・無	⑧ 消費者金融	有・無	⑨ 信販会社	有・無
⑩ 地方公共団体による住宅融資等	有・無	⑪ 互助会	有・無	⑫ 個人	有・無
⑬ その他 ( )	有・無				

(8) 他の金融機関からの借入状況の詳細 (上記(7)で「有」にしたものについて記入し、償還表の写しを添付。)							
既借入分	借入先	借入事由	借入年月日	借入額(万円)	借入希望月の月末残高(円)	毎月償還額(円)	期末手当等償還額(円)
	計					F	J

新規借入分							
	計					G	K

(9) 毎月償還額合計 (D+E+F+G)		L	(10) 賞与償還額合計 (H+I+J+K)		M
(11) 給料額に対する償還額の割合 [ (L/A (給料が減額されている場合はB) ×100 (小数点第3位を四捨五入。)) ] %					
(12) みなし年収額に対する年間償還額の割合 [ (L×12+M×2) /C) ×100 (小数点第3位を四捨五入。)) %					

## 3 現物件の状況 (該当番号に○を付け、必要事項を記入。)

(1) 住宅の状況

① 自家 (名義人: 続柄: ) ② 賃貸住宅 (名義人: 続柄: ) ③ その他 ( )

(2) 敷地の状況

① 所有地 (名義人: 続柄: ) ② 借地 (名義人: 続柄: ) ③ その他 ( )

(3) 借入物件の完成後、現物件に居住しなくなる場合は、借入物完成後の現物件の状況を記入。)

① 売却 ② 解体 ③ 保留 ④ 賃貸 ⑤ 名義変更 ⑥ 借地 ⑦ その他 ( )

## 4 新物件の状況

(1) 住 所		(2) 工事期間		(3) 工事面積	
		年 月 ~ 年 月		m <sup>2</sup>	
(4) 建物の名義人について記入。(共有の場合は共有者についても記入。)					
名義人(ア)	氏名	続柄	名義人(イ)	氏名	続柄
名義人(ウ)	氏名	続柄	名義人(エ)	氏名	続柄
(5) 土地の名義人について記入。(共有の場合は共有者についても記入。)					
名義人(ア)	氏名	続柄	名義人(イ)	氏名	続柄
名義人(ウ)	氏名	続柄	名義人(エ)	氏名	続柄

上記の記載事項は事実と相違ありませんので、審査をお願いします。

新潟県市町村職員共済組合理事長 様

令和 年 月 日

組合員氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。

新潟県市町村職員共済組合理事長 様

令和 年 月 日

所属所長 \_\_\_\_\_ 印

\*裏面記入・提出上の注意を参照してください。

[事務処理欄]		受付年月日					
貸付の可否	内定通知等発送						
可・否							
貸付限度額の確認		決裁欄	課長	係長	係	検認	決裁年月日

## 記入・提出上の注意

次の①から⑦により必要事項をもれなく記入し、必要書類を添付してください。

- ① 自己資金とは、資金計画上返済を要しない資金であり、申込み時点において確実に用意できる手持ち資金をいいます。不明瞭な資金は含まないでください。正確にご記入いただけない場合は、貸付けできないことがあります。
- ② 資金計画欄には工事又は購入予定額（建物建築に係る消費税額含む。）を記入してください。  
登記手数料、他の金融機関からの借入に係る手数料は貸付けの対象にならないため、「①今回借入額」に含まないでください。
- ③ 敷地購入の場合、当共済組合貸付規則により5年以内に住宅の建築に着手する必要があります。
- ④ 「（6）当共済組合からの借入状況」欄中、今回、共済組合に新規申込みをする貸付けの毎月償還額については、償還表による金額を記入してください。
- ⑤ 他の金融機関等からの借入において、連帯債務を負っている借入金がある場合または申込人が連帯債務者として新規の借入を行う場合においても「（7）他の金融機関からの借入状況」を「有」とし、「（8）他の金融機関等からの借入状況の詳細」を記入し、当該借入金に係る償還表の写し及び連帯債務であることが確認できる書類の写しを添付してください。  
この場合は、申込人が実際に返済する額に関わらず、金融機関（債権者）に支払うべき毎月の返済額の1/2及びボーナス時の返済額の1/2の金額をそれぞれ「毎月償還額」及び「期末手当等償還額」として記入してください。
- ⑥ 次に該当する場合は、貸付けすることができません。（短時間勤務職員は「給料」を「報酬」に読み替えてください。）  
ア 給料の全部の支給が停止されているとき（介護休暇、育児休業、看護休業、休職等により給料の全部が停止されている場合を含む。）。  
イ 懲戒処分により給料の一部の支給が停止されているとき。  
ウ 「2 貸付関連申告事項」中、「（11）給料額に対する毎月償還額の割合」又は「（12）みなし年収額に対する年間償還額の割合」が30%を超えているとき。  
エ 給料の差押えを受けているとき。  
オ 当共済組合貸付規則施行細則に規定する貸付事故者となったとき。
- ⑦ 当共済組合の貸付事業は地方公務員等共済組合法第112条に規定する福祉事業であることから、必要に応じて、申込内容の事実を確認するための資料等の提出を求めることがあります。

[住宅貸付等の限度額算定に係る別表]

別表1

組合員期間	給料月額に乗じる月数
1年以上6年未満	7月
6年以上11年未満	15月
11年以上16年未満	22月
16年以上20年未満	28月
20年以上25年未満	43月
25年以上30年未満	60月
30年以上	69月

\*貸付限度額は、給料の減額の有無に関わらず、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する「給料表」により算定。

（ただし、条例の規定により「給料表」を読み替えている場合は、読み替え後の「給料表」により算定。）

\*別表1による住宅貸付の上限は、毎月償還のみの場合は1,600万円、毎月償還と期末手当等償還を併用する場合は1,800万円となります。

\*別表1による災害住宅貸付の上限は、1,800万円となります。

\*別表1による災害再貸付の上限は、1,900万円となります。

別表2

最低保障額			
住宅貸付・災害住宅貸付		災害再貸付	
組合員期間	最低保障額	組合員期間	最低保障額
3年未満	100万円	3年未満	150万円
3年以上7年未満	400万円	3年以上7年未満	450万円
7年以上12年未満	700万円	7年以上12年未満	750万円
12年以上17年未満	900万円	12年以上17年未満	950万円
17年以上	1,100万円	17年以上	1,150万円

\*要介護者に配慮した住宅を新築、増築、改築等するときは、最高限度額（最低保障額）に300万円を加算した額を限度に借入れることができます。

### 【照会先】

新潟県市町村職員共済組合福祉課

電話番号：025-285-5414（直通）

FAX：025-285-5400

E-mail：fukushi@kyousai-niigata.jp

URL：http://www.kyousai-niigata.jp